

ところざわエリアプラットフォーム（仮称）構築支援業務 仕様書

1 業務の名称

ところざわエリアプラットフォーム（仮称）構築支援業務委託

2 履行期間

契約締結日 から 令和8年3月19日（木）まで

3 業務の背景及び目的

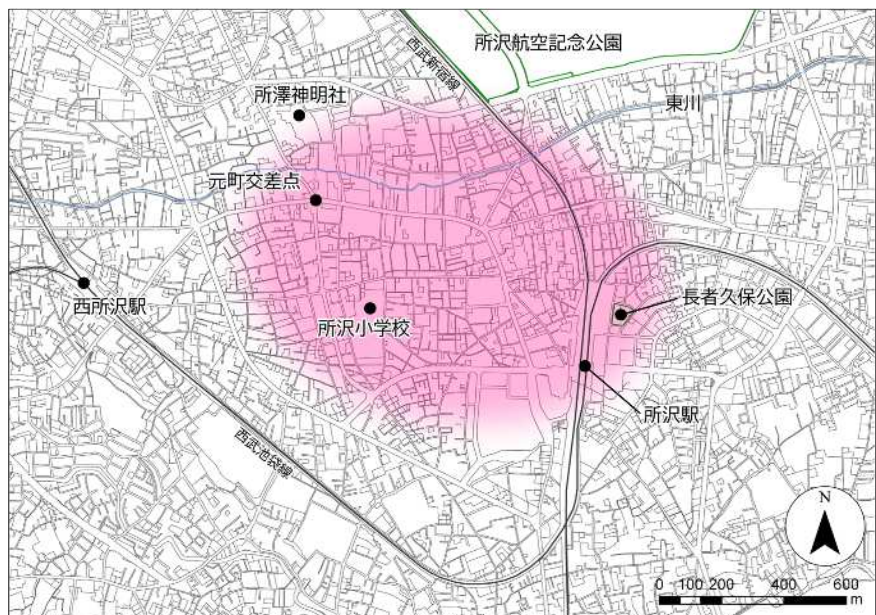
本市の所沢駅周辺地域（以下、「旧町エリア」という。）においては、伝統のあるところざわまつりをはじめとしたイベントを実施し、街なかの賑わいの創出に寄与するまちづくり団体が多数存在している。

また、「所沢駅周辺グランドデザイン」に示すビジョンの実現に向け、令和4年度から令和6年度にかけて、公共空間を活用した社会実験、空き家・空き店舗などの利活用を見据えた街歩き勉強会、公共空間の利活用に向けた庁内連携勉強会などを実施し、まちづくりの担い手となる多様なプレイヤーの発掘やプレイヤー同士のつながりの構築、公共空間利活用の可能性を検証してきた。

本業務は、旧町エリアにおける、本市の中心としての魅力を持続及び向上させるため、地域が主体となり、民間事業者・行政などの多様な関係者の協働による組織である「エリアプラットフォーム」の構築を目的とする。また、まちの将来イメージを共有し、その実現に向け、公共空間などの既存ストックを活用し官民連携でこのエリアプラットフォームが戦略的に取組んでいくための実行計画となる「未来ビジョン」の骨子の検討も目的とするものである。

4 対象エリア

概ね、所沢駅周辺から元町交差点付近までの一帯（約1km²）を対象とするが、本業務においてヒアリングを行う関係者の意向や地域に根付いた活動、住民の生活圏などを把握、分析した上で、発注者との協議により対象とするエリアを拡大または縮小することができる。



5 業務体制

受注者は、本業務遂行に必要な人員を配置し、統括責任者を定めること。

統括責任者は、各業務の適正な執行を管理し、事業提案の達成水準を確保するとともに、地域住民、団体、まちづくりの担い手等との関係を構築し、事業全体を円滑に進める役割を担うものとする。なお、関係の構築にあたっては、地域のこれまでの取り組み等をよく理解、尊重し、良好な信頼関係の構築に努めること。

6 業務内容

(1) 業務計画書の作成

「所沢駅周辺グランドデザイン」の趣旨及び内容、ならびに以下の業務内容を踏まえ、旧町エリアにおける魅力あるまちづくりの主体となる「ところざわエリアプラットフォーム（仮称）」の構築に向けた業務計画書を作成する。

(2) エリアプラットフォームの構築支援

(2) - 1 関係者へのヒアリングの支援

発注者が実施する地域住民、団体、まちづくりの担い手等の関係者へのヒアリングに同行し、趣旨説明及びエリアプラットフォームへの参画意向の確認の支援を行う。

なお、ヒアリング先は以下を想定している。

- ところざわまちづくりしょうてん
- ・野老澤町造商店
- ・商店街、商店会組織
- ・自治会、町内会等の住民組織
- ・所沢市商工会議所
- ・まちづくりの担い手・プレイヤー

受注者は、エリアプラットフォームの構築に不可欠な関係者が不足していると判断した場合には、発注者にヒアリング対象者の拡大を提案しなければならない。

(2) - 2 将来的な自立運営のための仕組みの検討

将来的にエリアプラットフォームが自立・自走する組織として運営されていくための仕組みを発注者に提案する。仕組みの考案にあたっては、関係者と民間事業者等へのヒアリングやマッチング等を必要に応じて実施し、「未来ビジョン」の骨子（後述）に反映すること。

(2) - 3 規約及び構成員名簿の作成

上記を踏まえ、エリアプラットフォームの規約（案）及び構成員名簿（案）を作成し、関係者の了承を得て確定する。

(3) 市民ワークショップの支援

旧町エリアにおけるまちづくりに関する市民ワークショップ(3 回を予定) の資料作成や運営補助などの開催支援を行う。

なお、市民ワークショップは、「ところざわエリアプラットフォーム(仮称) 」を主体とした魅力あるまちづくりへの市民の理解を深めることを目的とする。

(4) 未来ビジョンの骨子の検討

上記の結果を踏まえ、旧町エリアの「未来ビジョン」の骨子を検討する。

なお、「未来ビジョン」は、令和 8 年度以降に、エリアプラットフォームの主導により策定する計画であるため、本業務では骨子までの検討を行う。

「未来ビジョン」の骨子は、旧町エリアの魅力づくりに資する空間利活用の例、短期的な目標(案) 、中長期的な目標(案) などを含めて検討する。

(5) 打合せ協議

業務着手時、中間(3 回以上) 、納品時の計 5 回以上の打合せを行い、業務の方向性及び進捗状況について確認する。

(6) 提案内容の履行

受注者は、上記の他、プロポーザルにおいて提案した内容について責任をもって履行する。

(7) 成果品

(7) - 1 成果品の提出

成果品として、以下のデータを発注者が指定する形式で納品する。

- ・業務報告書..... A 4 版カラー及び電子データ(DVD - R 等) 2 部
 - エリアプラットフォームの規約
 - エリアプラットフォームの構成員名簿
 - 「未来ビジョン」の骨子の検討結果
 - 関係者へのヒアリング記録
 - 打合せ記録簿 等
- ・その他、発注者が指定するもの

(7) - 2 成果品の帰属

本業務に係る成果品の著作権はすべて発注者に帰属する。受注者は発注者の承認を得ずに他に公表・譲渡・貸与または使用してはならない。

(8) 資料の貸与等

本業務の遂行に必要な関係資料について、受注者は、発注者が所有するものについては発注者から貸与を受け、その他関係機関が所有するものについては、発注者

と受注者が協力して貸与等を受けるものとする。また、貸与等を受けた資料について、使用後は速やかに返却するものとする。

(9) 疑義

本仕様書に定める事項について疑義又は定めのない事項が生じたときは、発注者及び受注者が協議し、業務を実施するものとする。